平成２２年（フ）第３１号
長野県松本市大字笹賀4349番地４
債務者　郡山　　透
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４５号
長野県松本市大字里山辺3440番地
債務者　藤井　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６６９号
岐阜市細畑６丁目１番17―205号　ヴィラオギソ
債務者　三谷　　靖
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３７号
岐阜市福富652番地１　オリオンハイム203号室
債務者　林　　秀樹
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９号
岐阜市柳津町上佐波西５丁目13番地　岐阜キャッスルＡ802号室
債務者　橋本　範行
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４５号
岐阜市桜木町２丁目20番地　ハイツ桜木1303号室
債務者　廣川　　浩
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４６号
岐阜市桜木町２丁目20番地　ハイツ桜木1303号室
債務者　廣川　敦子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５３号
兵庫県姫路市飾磨区細江175番地　エンブレイス姫路304号
債務者　塩澤　一春
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２４号
兵庫県姫路市大寿台１丁目１番11号
債務者　瀬戸川菜保
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０号
鳥取県米子市富益町4412番地70
債務者　杉山　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５１号
鳥取県米子市富益町4412番地70
債務者　杉山　和夫
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２５１号
愛媛県西条市小松町妙口甲619番地３
債務者　髙橋　文惠
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１７号
愛媛県四国中央市寒川町4060番地１
債務者　竹本　香織
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２９号
愛媛県西条市朔日市794番地12
債務者　今井　洋成
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３２号
愛媛県西条市明屋敷261番地
債務者　杉岡　孝一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２０号
愛媛県今治市片原町４丁目甲1292番地２
債務者　日吉　増美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第２２号
愛媛県今治市郷桜井４丁目３番69号、住民票上の住所愛媛県今治市桜井甲1102番地３
債務者　林　　孝昭
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
松山地方裁判所今治支部